

平成24年12月19日判決言渡し及び原本交付 裁判所書記官 緒方 雅彦

平成24年(ハ)第412号不当利得返還請求事件

(平成24年12月12日口頭弁論終結)

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士

京都市

被 告

同代表者代表取締役

田 邊 一 隆

アイフル株式会社

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金43万9859円及び内金29万3828円に対する平成24年7月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

ただし、被告が金44万円の担保を供するときは、その仮執行を免れることができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 当事者の主張

1 請求原因

- (1) 被告は、貸金業者である。
- (2) 原告は、被告との間で、平成9年4月22日から平成15年4月18日までの間、別紙記載のとおり借入と弁済を繰り返した。
- (3) 原告の支払った金員を利息制限法の制限内の利率に引き直すと、別紙記載

のとおりであり、平成24年7月20日現在で43万9859円（元金29万3828円、利息14万6031円）の過払いが生じている。

- (4) 被告は、貸金業者であり、利息制限法所定の制限利率を超える金利の利息であることを知りながら原告からの弁済を受領していたから、法律上の原因がなく利益を受けていたことについて悪意である。

2 被告の主張

- (1) 請求原因(1)は認める。
- (2) 請求原因(3)は争う。
- (3) 請求原因(4)は争う。

被告は、平成18年法律第115号による改正前の貸金業法（以下「旧法」という。）17条1項及び18条1項所定の書面を交付する態勢を整えていたから、旧法43条1項のみなし弁済の規定の適用があるとの認識を有するに至ったことにつきやむを得ないといえる特段の事情がある。

- (4) 仮に被告が悪意の受益者であるとしても、利息を付するのは、訴状送達の日翌日からである。

第3 当裁判所の判断

- 1 請求原因(1)は当事者間に争いがない。
- 2 請求原因(2)は証拠（甲1）により認めることができる。
- 3 請求原因(3)について
弁論の全趣旨によればこれを認めることができる。
- 4 請求原因(4)について
 - (1) この点に関する被告の主張(3)は、一般的な取扱いを述べたに過ぎず、本件について旧法17条1項及び18条1項の書面を交付した旨の主張ではない。
 - (2) その他、被告が旧法43条1項のみなし弁済の適用があると認識するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情に基づくものと認めるに足り

る主張立証はなく，被告の主張は理由がない。

(3) したがって，被告の悪意は推認することができる。

5 被告の主張(4)について

悪意の受益者が支払うべき民法704条前段の利息は，過払金発生の中から
と解すべきであるから（最二小判平成21年9月4日裁判所時報1491号2
58頁参照），被告の主張は理由がない。

6 結論

以上によれば，原告の請求は理由がある。

下関簡易裁判所

裁判官 羽 生 眞

これは正本である。

平成24年12月19日

下関簡易裁判所

裁判所書記官 緒方雅彦

